

検察官の説明義務について

原野和則さん

原野悦子さん

代理人弁護士 山 田 廣

小樽事件では遺族ら7名が被害者参加しましたが、全員が法廷内に入り、被告人質問、証人尋問、被害者論告を行うとともに、検察官にも裁判（控訴審も含めて）を通じて十分に意見を述べました。

ご承知のとおり小樽事件では訴因の変更を強く求めた経緯があり、当初は検察官とは対立した関係にあったわけですが、裁判ではコミュニケーションもとれ一緒になって戦えたと感じております。

遺族らが検察官に対して意見を述べたり質問したりすることは、参加制度により新たに認められた「検察官の説明義務」によるものです。

これは主に起訴後の検察官の訴訟行為を念頭においていますが、検察官が参加人が考える罪名とは異なる罪名で起訴したような場合、参加人は訴因の変更を求める意見を述べることができ、検察官は訴因の決定理由について説明する義務があります。

小樽事件では遺族らは弁護士とともに、訴因の変更前に検察庁で検察官から当初の過失運転致死傷罪の訴因について説明を受けましたが全く納得がいかず、その後訴因変更を強く求め、最終的には検察官から再度、訴因を危険運転致死傷罪へ変更した理由について説明を受けました。

証人尋問では海の家関係者が証言し、事件の日の昼に被告人が全裸のまま海を家の厨房に現れた時の状況が問題になりました。被告人の酔いの程度に関わる重要なところですが、検察官の主尋問でも、今ひとつ状況が明らかになりません。この時に果たして厨房に接する客席には客はいたのか、また客からは被告人の全身が見えるのかという点です。客から丸見えなのに全裸で厨房に出てくるということは、その時に被告人が相当に酔っていた証拠になるからです。検察官の尋問の最中、参加人と小声で打ち合わせてから、私が急いでメモ紙に「客の有無、客から見えるのか」と書いて検察官に手渡しました。すると検察官はメモを手にしてそのまま質問し、証人からは、「客からは丸見えであった」ことが証言されました。

参加人による被告人質問では、事務所の中で遺族らと何度も打合せをし、被告人に直接糾したい項目を列挙して検察官に書面で通知し、この中から検察官が質問した方が適当と思われる数項目を除いて、最終的に15項目の質問にし

ぼり、事件を時系列に割り振り遺族ら全員が直接被告人に質問しました。しかし、被告人からは事件に向かい合った真摯な回答は全くなく残念でしたが、聞きたいことは聞けました。

被告人は法廷で最後まで過失運転の弁解に終始しました。傍で聞いていた遺族らは本当に辛かったと思います。上告審が1日でも早く決着し、少しでも心が落ち着かれる日が来ることを祈るばかりです。